

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日または  
土曜日のときは、  
前日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医の登録

争議行為の実施

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

鳥取県告示第二百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弓場 医 院	米子市旗ヶ崎十二番地三	昭和五十二年三月一日

鳥取県告示第二百六十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
弓場 外 科 医 院	米子市旗ヶ崎十二番地三	昭和五十二年二月二十八日
貝 田 薬 局	境港市本町八番地	昭和五十年九月二十八日
青 砥 薬 局	境港市松ヶ枝町六二番地	昭和五十年十二月十九日
面 谷 薬 局	境港市花町二〇五番地	昭和五十年十二月十九日
福 島 薬 局	境港市中町九三番地	昭和五十一年十二月十日

鳥取県告示第二百六十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
滝田 親友朗	鳥医第二、一五四号	昭和五十二年三月二十八日

鳥取県告示第二百六十八号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 賃金引上げに関する要求の件
  - (二) 産業別最低賃金に関する要求の件
  - (三) 一時金に関する要求の件
- 二 日時

三 場所

昭和五十二年四月二十日からこの事件が解決する日まで  
鳥取瓦斯株式会社勤務する組合員の所属する全職場(鳥取市及び国府町)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百六十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百五十三	山郷森林組合	八頭郡智頭町大字中原二六八	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	山郷森林組合苗畑	八頭郡智頭町大字中原二六八
百五十四	那岐森林組合	八頭郡智頭町大字野原一七四	"	那岐森林組合苗畑	八頭郡智頭町大字野原一七四

鳥取県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 磯部 偉三 米子市車尾四八〇

昭和五十一年十二月二十六日死亡により退任

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹内 一夫 米子市目久美町二九五

門脇 武顕 境港市外江町一六一六

加藤 晴光 米子市道笑町三丁目九三

中島 勘治 博労町一丁目一五三

浦上 金一 観音寺一四〇

高橋 喜計 旗ヶ崎三七〇―四

永井 友美 両三柳二二八〇

坂根 嘉重 三四五八

八並 弘 皆生三八

八幡 武 上福原四二二

本田 勇 西福原三三四

井上 光 東福原七八九

内田 広 彦名町一八三三

木付 活寿 五〇五二

松本 正季 葭津一七一

渡辺 勇 境港市森岡町五五一―二

松本 活美 渡町一三九八―一

榎野 俊春 外江町二六一四

池淵 巖 花町一一七

佐賀 省三 上道町八五〇

佐々木 宮松 中野町四一五

阿部 隆 高松町一六八

永見 元 小篠津町八九〇

木村 寿雄 八〇七

安田 正信 米子市大篠津町一二五―二

安達 昭男 和田町二五六七

長谷川 房陟 富益町四一一五

渡部 義正 夜見町三八〇

監事 永沢 令 境港市佐斐神町九七〇

松本 義人 渡町九三六

永本 勝美 米子市安倍九〇七

角 武郎 大崎一一六四―二

篠田 伊三郎 車尾一二三

任期満了により退任

米川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 安達 昭男 米子市和田町二五六七

木村寿雄	阿部隆	佐々木宮松	佐賀省三	池渕巖	榎野俊春	松本活美	渡辺勇	木村賢	湯沢純平	木村活寿	河津力男	井上万吉男	倉敷敏成	八並弘	坂根嘉重	永井友美	三島卓治	竹内一夫	高橋勇	浦上金一	加藤晴光	中島勘治	門脇武顕
小篠津町八〇七	高松町一六八	中野町四一五	上道町八五〇	花町一四五	外江町二六一四	渡町二四二七	境港市森岡町五五一―一二	大崎七八〇	七〇三	彦名町五〇五二	三九五	東福原八二八	上福原四六〇	皆生三八	三四五八	両三柳二二八〇	安倍一二	日久美町二九五	車尾一〇六五	観音寺一四〇	道笑町三丁目九三	米子市博労町一丁目一六三	境港市外江町一二一六

任期満了により退任	小林利男	森田秀男	森尾尚雄	森尾光治	森田克己	平井敏美	森尾利喜治	林豊	鷹狩土地改良区	退任した役員の名及び住所	八頭郡用瀬町大字鷹狩四七六	六九七	七七	一三七	六九四	六六	五二一	八一	永見元	安田正平	門脇広徳	松本初	永沢令	松本義人	安田義宗	戸田忠彦	篠田伊三郎	米子市大篠津町一三七三	米子市大篠津町一三七三	富益町四四六八	夜見町一九六	境港市佐斐神町九七〇	渡町九三六	米子市大篠津町一六九九	両三柳二二五七	車尾一二三	八九〇
-----------	------	------	------	------	------	------	-------	----	---------	--------------	---------------	-----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	------	------	-----	-----	------	------	------	-------	-------------	-------------	---------	--------	------------	-------	-------------	---------	-------	-----

昭和五十二年一月十日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、  
昭和五十二年一月二十一日就任 任期四年

鷹狩土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 平井敏美 八頭郡用瀬町大字鷹狩七七

林 豊 四七六

森尾尚雄 六六

森田克己 一三七

山崎洋 七〇一

小林富雄 七〇六

森田秀男 五二一

横谷良造 八四

昭和五十一年六月二十日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和五十一年六月二十日就任 任期二年

花見東郷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 岡本 積 東伯郡東郷町大字長江七〇五一三

昭和五十二年三月一日死亡により退任

鳥取県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月四日付けで日野郡日南町宝谷一三八九一三青戸俊ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（佐木谷地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定め

たので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（佐木谷地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十二号

昭和五十二年一月十日付けで気高町から申請のあつた土地改良（常松地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十二月二日 鳥取県指令受都計第六百二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字秋里田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農業協同組合

組合長理事 加藤重蔵

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和五十二年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和五十二年四月十八日（月） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 市町村推協、選管委員研修会について

(2) 昭和五十二年度明るい選挙推進運動要領について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】